

同和問題(部落差別)の解消に向けて

同和問題(部落差別)とは、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、今なお日常生活の上で様々な差別を受けるなど、我が国固有の人権問題です。

「部落差別の解消の推進に関する法律」【H28(2016)年制定】

- ・現在も同和問題(部落差別)が存在していることを確認しつつ、インターネットの普及により情報が拡散し差別がより深刻化している状況を踏まえ制定されました。
- ・部落差別の解消に関する施策を講ずる国・地方公共団体の責務を規定し、相談体制の充実や人権教育・人権啓発に取り組むことが定められています。
- ・しかしながら、本市職員が、公共交通機関の施設において、複数回にわたり、同和問題(部落差別)に関する落書きを行ったことが平成31(2019)年3月に判明しました。

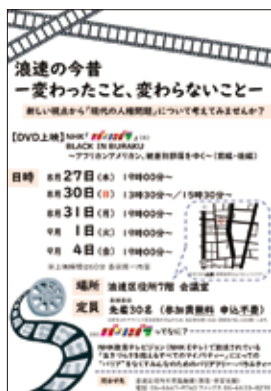


差別解消と人権行政推進に取り組むべき立場にある本市職員が差別落書きをするといった公務員としてあるまじき非違行為を行ったことは、到底看過できず、浪速区役所としても重く受け止めています。

「このようなことを二度と発生させない」という強い決意のもと、再発防止に努めるとともに、部落差別をはじめとする人権問題を断固として解消・根絶する姿勢で取り組んでまいります。

人権を考える区民のつどい

8月・9月



8月27・30・31日、9月1・4日の5日間にわたり、浪速区役所7階において新しい視点から「現代の人権問題」について考えるDVD上映会を開催しました。これは以前、NHKで放送されたもので外国人や当事者の視点から部落差別を考えることができるものになっています。今回は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日参加者に検温や連絡先等の記入もお願いして万全の対策で臨みました。



人権にかかわる相談窓口

●大阪市人権啓発・相談センター

(大阪市西区立売堀4-10-18)

阿波座センタービル1階)

面接又は電話・メールでの相談(無料)

TEL 06-6532-7830

FAX 06-6531-0666

平日/9:00~21:00

日・祝/9:00~17:30

※受付は、相談時間終了の30分前です

※土曜・年末年始(12/29~1/3)・施設点検日は休業

※メール相談は、大阪市HPより [メール・人権相談](#) で検索

●浪速区役所市民協働課

(教育・学習支援)6階61番

TEL 06-6647-9743

FAX 06-6633-8270

平日/9:00~17:30

※土日・祝日・年末年始(12/29~1/3)は受付できません

どのような落書きでも、放置していると新たな落書きを生み、そして人を傷つける落書きへと発展します。落書きのないまちをみんなの力でつくりましょう。

**差別落書きや、
落書きをしている人を発見したら、
ただちに次の連絡先にご連絡ください。**

■ 連絡先 ■

浪速区役所 市民協働課

☎06-6647-9743

大阪市人権啓発・相談センター

☎06-6532-7651